

# 福島産業団地 地区計画の内容

## 1 地区計画の方針

名 称	福島産業団地 地区計画	
位 置	能美市福島町の一部	
面 積	約23.7ha	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	<p>本地区は、能美根上スマートICから約2kmの地点に位置し、地区内を主要地方道金沢美川小松線が、地区北側を市道根上国道線が通過する交通至便であり、かつ周辺には田園地帯が広がる自然環境豊かな地区である。</p> <p>これらの立地条件を活かし、周辺環境との調和を図り、良好な景観及び環境を有する産業団地の創出・維持を目標とする。</p>
	土地利用の方針	<p>本地区は、良好な景観及び環境を有する産業団地を創造するため、敷地面積の最低限度、建築物等の高さや壁面位置、および敷地内の緑化等について誘導を図るものとする。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>周辺の自然や田園風景との調和など、良好な景観及び環境の創造のため、建築物等に関し、次の制限を定める。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 建築物の敷地面積の最低限度</li><li>2. 壁面の位置の制限</li><li>3. 建築物等の高さの最高限度</li><li>4. 建築物等の形態又は意匠の制限</li><li>5. 垣又はさくの構造の制限</li><li>6. 良好な地区環境の確保に必要なものの保全を図るための制限</li></ol>

2 地区整備計画

地区の区分	地区の名称	産業ゾーン (工業地域)	沿道サービス ゾーンA (準工業地域)	沿道サービス ゾーンB (準工業地域)
	地区の面積	13.2ha	6.2ha	4.3ha
建築物等に 関する 事項 整備 計画	建築物の敷地面積の最低限度	5,000㎡	3,000㎡	1,000㎡
	壁面の位置の制限	建築物等の外壁又はこれに代わる柱の面から次の各号に掲げる境界線までの距離は、次の各号に掲げる数値以上でなければならない。 (1) 主要地方道金沢美川小松線、(都)福島1号線及び本計画区域外周に接する道路との境界線 3m以上 (2) その他の道路及び公園(緑地)との境界線 1m以上 (3) 隣地等の境界線 1m以上		
	建築物等の高さの最高限度	—	15m	10m
	建築物等の形態又は意匠の制限	(1) 建築物の外壁、屋根及び工作物の色彩は、原色を避け、周囲の環境に調和したものでなければならない。 (2) 屋外広告物は自己の用に供するもので、次に該当するもの以外は設置又は表示してはならない。 ・ 刺激的な色彩又は装飾を用いることなどにより、美観風致を損なわず、景観形成上支障のないもの ・ 建築物等から独立して築造設置する屋外広告物については、高さが10m以下のもの		
	垣又はさくの構造の制限	原則として、道路境界から1.0mの範囲における垣、さくの設置については、生け垣又は透視可能なフェンスとする。 ただし、コンクリートブロック、レンガ、石積等を設置する場合には、当該地盤面より高さ0.6m以下とし、これらを透視可能なフェンスと組み合わせて設置してもよい。		
土地利用に関する事項	良好な環境地区の確保に必要なものの保全を図るための制限	(1) 主要地方道金沢美川小松線、(都)福島1号線及び本計画区域外周に接する道路との境界線から3mの区域においては、次の各号に掲げる場合を除き、緑地以外の土地利用をしてはならない。 ・ 出入口を設置する場合 ・ 企業名板及び外灯を設置する場合 ・ 垣又はさくを設置する場合 ・ 電気設備等の工作物を設置する場合 ・ 公共・公益上やむを得ない場合 (2) 敷地内の緑化については次のとおりとし、周辺環境との調和に努めなければならない。 ・ 主要地方道金沢美川小松線、(都)根上国道線、(都)福島1号線との境界線から1m内外については、緩衝機能を果たす配置で中高木を植樹する ・ (都)根上国道線を除く本計画区域外周に接する道路との境界線から1m内外については、隣接する農地等との緩衝帯として、中高木又は低木類を植樹する ・ 緑地面積の敷地面積に対する割合は5%以上とする		
この地区整備計画については、公共用地には適用しない。				

「区域は計画図表示のとおり」

## 理由

新たに整備する産業団地において、周辺環境との調和を図りながら、良好な景観と環境を創造し、また維持していくため、地区計画を決定するもの。

# 区域図

